

構造改革特別区域計画

1 . 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

津山市

2 . 構造改革特別区域の名称

うまし国濁酒特区

3 . 構造改革特別区域の範囲

津山市の全域

4 . 構造改革特別区域の特性

(1) 地域の状況

【位置、交通、地勢】

本市は、古来より岡山県の北部旧美作の国の中心として発展し、中国山地と吉備高原の中間にあたる県北東部の津山盆地に位置する。市域は、平成17年2月の市町村合併により3町1村を編入し、人口は約11万1千人、東西31.8km、南北35.8km、面積506.36km²で、北は鳥取県と接している。中心部から近郊地方都市への距離は、南は県庁所在地である岡山市へ約60km、北は鳥取市へ約75km、東は姫路市へ約90km、西は新見市へ約75kmと山陽・山陰の主要都市のほぼ中間にあり、各都市とは国道、JRによってつながっている。また、市の中央部には中国自動車道が東西に走っており、大阪市へは約160kmと京阪神圏と約2時間で結ばれている。

地形は、北部が中国山地に連なり、盆地を形成して東西に開けている。地勢は、小さな丘陵が南北に連なっているが、概して平坦で、岡山県下三大河川の一つである吉井川が、市の中心を東西に貫流している。

JR 津山駅から北に広がる市の中心部は、公的施設、商店、オフィス等が集積し中心市街地を形成しているが、周辺部は、緑豊かな自然が広がり、近年はアウトドアブームに乗ってキャンプやトレッキングによる来訪者も増加している。

観光面でも、津山城跡に再建された備中櫓や城下町の風情を残した商家や武家屋敷の町並みが残り、博物館や資料館には多くの歴史文化遺産が展示されるなど、観光資源にも恵まれている。

【気候】

気候は、市北部で年平均気温が11～12、降水量が年間約2,500mmと日本海側気候に近く、市中南部では年平均気温が13～14、降水量は年間約1,500mmと太平洋側気候になっている。

【人口動態】

人口は、昭和50年の中国自動車道の開通に前後して、高度成長期における人口流出に歯止めがかかり、工業団地の造成による企業誘致、商業・サービス業の活発化、若者の定住志向などにより、人口も増加に転じ、平成7年の国勢調査では9万人を超える都市となった。平成5年には、津山圏域が地方拠点都市地域の指定を受けるなど、圏域の中心にふさわしい都市基盤の整備や生活環境の充実が図られている。

その後、平成17年の合併により市の人口は11万人を超過したが、全国的な出生率の低下、長引いた不況に伴う製造業の海外へのシフト等により、それまで続いていた人口の増加に歯止めがかかり、定住を促進する施策の充実が求められている。

(2) 地域の課題

今日、全国的に産業構造の大きな変革期にさしかかり、本市においても、林業の衰退、農業の担い手の高齢化、中心商店街などでの小売業の衰退、工業製品出荷額と従業員数の減少等の問題を抱えている。

このような状況下で、本市では産・学・官・民の連携による技術革新や地域資源（特に農畜産物）を活用した地域ブランドの開発を進め、新産業の創出を図るとともに、豊かな自然と歴史に彩られた観光資源のネットワーク化などにより観光を重要な産業として育成していくことを計画している。

そのため、来訪者の回遊・滞在性を図るために観光ルートの開発を行うとともに、市町村合併により農村部を多く抱えるようになったことから、農業を全面に押し出して、都市と農村との交流人口の拡大による地域の活性化に取り組もうとしている。

しかし、大半の農家が小規模な兼業農家で占められており、担い手の減少や農業従事者の高齢化など極めて深刻な状況にあり、小規模農家の離農が進み、生産性の悪い農地は放棄され、荒廃地が拡大している。今まで守り続けられてきた農地が荒廃することで、農地がもたらす環境の保全、水質源のかん養、自然景観の形成が保てなくなり、水質の悪化、農山村の豊かな自然環境の破壊へとつながり、本市にとって大切な財産を失いつつある状況にある。

5. 構造改革特別区域計画の意義

国の農業政策を踏まえ、多彩な農業の持続的な発展を図るためには、意欲的な農業者を育成していくことが重要になっている。そのために、関係団体が一体となって、認定農業者や集落営農組織を育成するとともに、団塊世代などの中高年者を含めた幅広い層への就農促進が必要となっている。また、農山村の自然や景観など魅力ある地域資源の活用や、都市住民等との交流の促進に取り組むことによって、農業に対する理解を深め、農山村地域の活性化を図ることも可能になると考えられる。

このような中で、意欲ある農業者による濁酒の製造は、地元農産物の消費が拡大

し、農業・農村地域の活性化とともに、地域住民の自らの創意工夫によるまちづくりの実現につながるものと考えられる。また、「美作のうまし国」と歌にも詠まれるなど、旧国名である「美作(みまさか)」は酒がうまい「うまさけ」が転じて名付けられたと言われるように、市内には、清流といわれる一級河川の吉井川、加茂川、支流の宮川などの伏流水を利用して、昔から造酒屋が多く存在しており、現在も数軒が酒造りを続けている。

このように、濁酒の製造事業は、昔から酒造りが盛んな土地柄にマッチし、停滞している農山村に活力を与え、都市農村交流による入り込み客数の増加と波及効果による地域経済の振興を図ることができるものとして期待できる。

6．構造改革特別区域計画の目標

社会経済構造の大きな転換期である今日、本市はこの計画の実行により、特に市町村合併後の周辺地域の活性化につながる契機になるものと期待している。周辺地域は、農村部を多く抱え、農業の活性化こそが地域の振興につながることから、周辺地域がそれぞれの地域の特色を生かしながら、地域住民自らの創意工夫と知恵により施策を展開していくことが求められている。

そこで、本市では、農山村の自然や景観など魅力ある地域資源の活用や、都市住民等との交流の促進に取り組むことによって、農業に対する理解を深め、農山村地域の活性化を図っていくことを目標とし、地域住民が主体となった取り組みによる地域再生を目指すものである。

具体的には、農作物収穫体験イベントなどの学習機会を創設し、都市部からの来訪者を迎え入れ、農業に対する理解の促進に努めるとともに、朝市、ふるさと祭り、ふるさと宅急便等での伝統文化、食文化の保存と地域振興に取り組み、都市住民との交流を図る。また、地域において開催するイベントや飲食・宿泊施設等で濁酒を提供することも検討する。

また、濁酒をブランド化し、近隣を含めた観光地の特産品として道の駅や農産物直売所等で販売したり、農家民宿、萱葺家屋が残るなど、都会からの交流人口を迎え入れる環境が整っている周辺部において、地元農家の野菜を使った料理の提供や販売を併せ行うことで、安定した生産と消費につながり「地産地消」の促進も図られる。

将来的には、これらの事業展開を地元だけの情報とせず、自ら製造した濁酒を宅配で販売できるように、インターネットを活用し、全国に情報発信することによって、新たな来訪者(観光客)の掘り起こしを図るとともに、来訪者に「リピーター」となってもらえることも期待している。

このような事業展開により、農業の振興、ひいては農山村が有する多面的機能を活用することができ、スローライフを楽しむ「週末滞在型」から第二の人生を歩む「ふるさと」にもなることで、本市が掲げている「元気あふれる産業振興都市」の創造を目指す。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

この計画の実施により、都市と農村の交流が拡大することで、交流人口の増加・観光産業の活性化が見込まれる。また、地域の農産物を活用した地元料理や特産品の開発を行うことで、地産地消による消費拡大が見込まれる。このことは、農業の活性化をもたらし、遊休農地拡大の防止にもつながり、農地が持つ本来の多面的機能の回復をもたらし、豊かな環境を次世代に継承することが可能となる。

現時点において、旧市内の特定農業者による濁酒製造の要望があるが、今後5年間の内に4つの合併地域の農業者が濁酒製造免許を取得することにより、地域ごとに特色ある濁酒が生まれることを期待している。当面、濁酒製造・販売農家10戸を目標とする。

本市の観光においても、本特例事業の実施により、昨年度の観光客約60万人から5年後には100万人の目標を掲げる。

【濁酒製造販売農家数と観光客集客目標】

年次	平成17年度	平成18年度	平成20年度	平成23年度
濁酒製造販売農家数	0戸	1戸	4戸	10戸
観光客集客数	62万人(実数)	65万人	80万人	100万人

8. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施またはその実施を促進しようとする特定業者に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 都市と地域との交流活動の促進

本市は、歴史学習文化都市を標榜し、津山城跡、城下町の風情を残した商家や武家屋敷の町並み、江戸後期に隆盛した洋学関係の資料を展示した洋学資料館などの歴史文化遺産を生かした観光を推進してきた。特に毎年春先には、日本さくら100選にも選ばれている津山城跡にある約5,000本のソメイヨシノに花見客が多数訪れ、賑わいを見せている。

これに対して、市町村合併により新たに市域となった周辺地域では、自然や景観などを生かしたキャンプ場やそれに併設したバンガローなどの宿泊施設に、夏場を中心に都市部のアウトドア派が多数訪れている。また、夏場以外にも、温泉を利用した公共浴場や道の駅をはじめ農産物の加工直売施設を整備し、以前より都市農村交流を進めるなど、行政だけでなく、農協、商工会、生産者等の各種団体が一体となって交流人口の増加に取り組んでいる。

(2) 特産品づくりと地産地消・6次産業化の推進

本市は、産・学・官・民の連携により構成する組織(つやま新産業開発推進機構)が中心となって、農畜産物を中心として地域資源を活用した地域ブラ

ンド・特産品の開発を進めており、販売にも専門アドバイザーを置き、ルートの開拓を行っている。農業者だけではなかなか困難な6次産業を農業者と製造業を一体的に結びつけることで、生産・製造・販売までの流れを生み出しており、地元農産物を使用した特産品開発も大きな成果を挙げている。

こうした取り組みにより、農業者の生産意欲の向上をもたらし、地産地消の拡大による安定した農産物の生産・販売を図ることができるとともに、生産のみに陥りがちな農業者の考え方を転換させ、高付加価値型農業の推進にもつなげていく。

(3) 観光イベントとのタイアップ

本市には、城下町ならではの神輿、山車が練り歩く秋祭りをはじめ、周辺各地域には、地域に根ざした歴史あるふるさと祭りが行われている。このようなイベントを通じて、地域の特徴をPRし、都市との交流を展開して交流人口の増加を図ることも可能であり、観光とタイアップした取り組みにより、さらなる地域振興をめざす。

別紙

1. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、濁酒を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、農家民宿、飲食店など）を併せ営む農業者（以下「特定農業者」という）で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

（1）事業に關与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

津山市全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や施設などの詳細

特例適用により、特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能になり、手作りの酒（地酒）を宿泊者などに提供することで来訪者に対して付加価値を付け、従来のリピーターのみならず新たな当地域のファンを生み出すことにより活性化が図られる。

（5）特定事業の内容

濁酒を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・飲食店など）を併せ営む農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を製造して提供・販売する。この場合において、本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法7条2項（最低製造酒量基準（年間6キロリットル））の規定は、適用しない。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン、農家民宿などを併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

濁酒の製造は新しい地場製品の創造となる。また、本特例措置は特区の中でも特に話題性が強いことから、地域活性化の起爆剤となり、農村・都市との交流人口の増加、農産物の地産地消の拡大が期待できる。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

また、無免許製造などの特定事業の実施により予想される弊害の防止のため、市の広報誌やホームページで制度内容の周知を図る。